

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市民の日条例

(目的)

第1条 この条例は、瀬戸内市民の日（以下「市民の日」という。）を定めることにより、市民がふるさと瀬戸内市に誇りを持ち、伝統行事や文化の継承などを通じ、郷土愛を醸成し、自治意識を高め、もって活力ある瀬戸内市をつくっていくことを目的とする。

(市民の日)

第2条 市民の日は、11月1日とする。

(取組)

第3条 市は、第1条の目的にふさわしい取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。